

令和3年3月分（4月納付分）から

保険料率が変わります

令和3年3月分（4月納付分）から協会けんぽ長崎支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率も変更となります。 ※介護保険料は40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）にご負担いただくもので、全国一律の保険料率です。 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

	令和3年2月分（3月納付分）まで	令和3年3月分（4月納付分）から
健康保険料率	10.22%	10.26%
介護保険料率	1.79%	1.80%



各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆様の健康への取り組みや、医療機関への適切な受診が、医療費の伸びを抑え、保険料率の上昇を抑える大きな力となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

退職後の健康保険について

退職後の健康保険には「3つの選択肢」があります
ご確認の上、お手続きをお願いします



加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先（お問合せ先）	お住まいの協会けんぽの都道府県支部	お住まいの市町の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	①退職日迄に被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ②退職日の翌日から 20日以内 に手続きすること	お住まいの市町の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります ※ただし保険料の上限があります。また、お住まいと退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合は2倍した額とならない場合があります	保険料は、加入する世帯の人数や前年所得等によって決まります 保険料の減免制度があります お住まいの市町により保険料が異なります	被扶養者の保険料負担はありません

従業員様のご退職された場合

健康保険証を使用できるのは退職日までです。



退職日の翌日以降は
使用不可！

従業員様のご退職の際は、健康保険証を確実に回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して日本年金機構へ提出してください。事業所のご担当者様は、退職された方と扶養のご家族の健康保険証を回収していただきますようお願いいたします。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



① マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

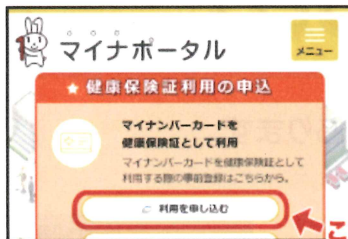


② オンラインであなたの 医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。



利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック！



どんないいことが？ 6つのメリット

POINT1 健康保険証として ずっと使える！

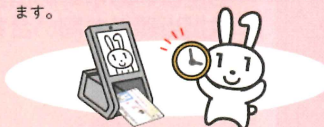
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

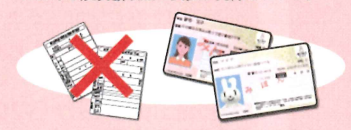
POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意すれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の 事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が増えるなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

